

四日市市橋北交流会館運動場の利用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、四日市市橋北交流会館の屋内運動場及び屋外運動場（以下「運動場」という。）を四日市市橋北交流会館の運営に支障のない範囲において、スポーツ活動の場として市民の利用に供することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運動場の利用時間)

第2条 運動場の利用時間は、四日市市立小中学校管理規則（平成13年四日市市教委規則第3号）第3条第1項第1号から第6号までに規定する日及び市長の必要と認める日以外の日で次の区分によるものとする。

区分	利用時間
午前	午前9時から正午まで
午後	水曜日を除き 午後1時から午後4時まで

2 前項の時間以外の運動場の利用については、四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和56年四日市市教委規則第4号）の例による。

(利用許可)

第3条 施設を利用しようとする団体は、四日市市橋北交流会館運動場利用許可申請書（第1号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは開放施設の利用を許可するとともに、当該団体を開放施設を利用できる団体として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により利用許可を行った団体（以下「許可団体」という。）に対し、四日市市橋北交流会館運動場利用許可証（第2号様式）を交付するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、許可に際し条件を付することができる。

(有効期間)

第4条 前条第3項に規定する許可証の有効期間は、許可の日から当該許可した日の属する年度の末日までとする。

(申請事項の変更)

第5条 許可団体は、第4条第1項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用許可の取消し)

第6条 市長は、許可団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用団体としての条件を欠いたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(利用手続)

第7条 許可団体は、利用の許可に基づき運動場を利用する際は、四日市市橋北交流会館運動場利用申請書(第3号様式)を利用日の属する月の初日前3月から利用しようとする日の前日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、四日市市橋北交流会館運動場利用日時指定書(第4号様式)を当該申請団体に交付するものとする。

3 前項の日時の指定は申請の順序とする。

(指定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定により利用日時の指定を受けた団体(以下「利用指定団体」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により指定を受けたとき。
- (2) この規則の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が運動場の管理上支障があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第9条 利用指定団体は、運動場の利用が終わったときは、直ちに当該施設を原形に復さなければならない。

(利用者の弁償責任)

第10条 利用指定団体は、運動場、設備等を故意又は過失によって破損し、又は滅失したときは、弁償の責めを負わなければならない。

(事故の責任)

第11条 運動場の利用により発生した事故については、運動場、設備等の不備に基づくものを除き、利用者の責任とする。

(経費の負担)

第12条 利用指定団体は、市長が別に定める基準により、当該利用に係る電気料金等の一部を負担しなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。